

みどり通信

第223号 2015. 12. 7

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 社会保険	P6	● あとがき	P10
● 生命保険	P7	● 年末年始休業のご案内	P11
● 一倉定 経営心得	P8	● 営業カレンダー	P11



みなさん何のポーズかわかりますか？

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

12月

“ひと言、發言”

今月のひと言發言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeiriishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。次の内容は、12月7日のホームページ掲載のものからです。

『不運を幸運に変える二宮金次郎伝・・・』

国内で、日本一数が多い銅像は、あの『二宮金次郎』像だそうです。柴を背負い読書に励む姿の像は、我が母校の小学校にも建立されていたのを今でも鮮明に記憶しています。

金次郎は江戸の末期に、100以上の農村を再建した人物であり、森信三師をして「日本民族中、最大の偉人」であり、「21世紀を迎えるにあたり、日本民族の指導原理として、再び脚光を浴びる」と予言した人物だそうです。

その生涯を貫いたのは「報徳の教え」であり、その神髄は
「勤労」・・・よく働く
「分度」・・・身分相応に暮らす
「推譲」・・・世の中のために尽くす
だとのこと。

江戸時代末期、相次ぐ天変地異により飢餓が起り、全国で多数の餓死者が出ていたとか。農民たちは一揆や打ち壊しという武力手段にでるが、あえなく幕府に鎮圧される。

そんな世に現れたのが、不屈の農民・二宮金次郎。生涯をかけ、誰も成しえなかつた無血の農村改革をやってのけた。弟子たちとともに復興させた村は生涯で600を超える。人の心をつかむ具体的な方法で、藩の財政再建・財政改革も。

改革を支えたのが「報徳の教え」・・・。

当事務所は、お客様企業への今年のお歳暮の書として1ヶ月ほど前に新刊本として発刊された、『不運を幸運に変える親子で学びたい二宮金次郎伝』（致知出版社）を先週末にお送りさせていただきました。

ぜひ、お読みいただければ幸いです。

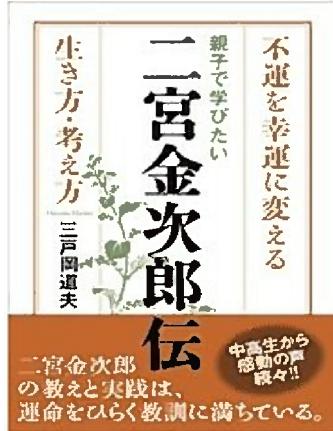
この書籍は、その「日本の最大の偉人」の生涯とその人生を支えた哲学を、親子でも読めるようわかりやすく教えてくれる金次郎伝が、『親子で学びたい二宮金次郎伝』となっています。

また、最終章では門人であった福住正兄が金次郎の言葉を書き記した「二宮翁夜話」から、現代にも通じる話を取り上げ35の逸話として解説しています。

二宮金次郎を身近に感じていただき、その哲学を明日からの経営に役立てていただければ幸いです。

上記の「報徳の教え」3原則をもってすれば、いかなる困難も幸運に変えていくことができ、事実、金次郎はその手で何百という幸運を開拓してきたそうです・・・・

税理士 山口昇



中途での就・退職者がいる場合の年末調整について

いよいよ、今年も残すところあと1ヶ月。年末調整の時期になりましたが、準備のほうはいかがでしょうか？

今回は、年の中途での就職・退職があった場合の年末調整について確認させていただきます。

◇中途就職者の年末調整◇

年の当初から勤務している人のほか、年の中途で就職し、年末まで勤務している人についても年末調整の対象になります。そのため、まず、就職前に別の会社などから給与の支払を受けたかどうかを、前職の会社から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで確認する必要があります。この確認ができないときには、年末調整を行うことはできません。

また、源泉徴収票がある場合であっても、一定の場合には、年末調整を行うことはできずに、確定申告が必要となる場合があります。

◇中途退職者の年末調整◇

年の中途で退職された方がいる場合には、次の勤務先において年末調整を行うため、退職の際に、その年の退職時までの給与等について源泉徴収票を作成して交付するだけでよく、基本的には年末調整は不要です。

ですが、下記のいずれかにあてはまる一定の場合については、年の中途において年末調整を行うことが可能です。

- ① 死亡によって退職した人
- ② 1年以上の予定で海外支店等に転勤した人
- ③ 著しい心身の障害のために退職した人で、退職後にその年内に再就職・給与等の受取りの見込が無い人
- ④ 12月に支給されるべき給与等の支払を受けた後に退職した人
- ⑤ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年内に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人
(ただし、退職後に、その年に他の勤務先から給与の支払を受ける見込のある人は除きます。)

◇マイナンバー制度の実施に向けて◇

先般、管轄の税務署から送付された年末調整関係用紙等の一式には、来年より使用する「平成28年分 紙与所得者の扶養控除等（異動）申告書」が同封されておりますが、この申告書については、いわゆるマイナンバーの記載欄が設けられ、従来のものと様式が異なっております。

この申告書は、来年1月の給与等を支払う前日までに記載・保管いただく申告書のため、今回の年末調整計算にあたっては特に必要ありませんが、申告書への記載方法や、従業員の皆さんに対するマイナンバー制度の周知、従業員及びその扶養家族のマイナンバーの取得の方法、取得したマイナンバーの管理办法など、それぞれ必要とされる事柄について、内容の確認と事前準備をお願いいたします。

◇電子申告での確定申告の事前準備◇

今回のマイナンバー制度の実施・個人番号カードの導入に関連して、来年の確定申告書の提出にあたり電子申告、いわゆる「e-Tax」を利用する方については、お手持ちの住民基本台帳カードに格納されている電子証明書の有効期間が確定申告をされる前に満了となってしまうのか否かについても、ぜひご確認下さい。

具体的には、現在お持ちの住民基本台帳カードの電子証明書の更新については、「**平成27年12月22日**」をもって終了となります。

そのため、確定申告を実施する前に有効期間が満了するような場合には、

- ①申告等の期限に間に合うように、今回のマイナンバー制度による「個人番号カード」の交付申請を行う。（無料）
- ②現在所有している「住民基本台帳カード」に格納されている電子証明書を、平成27年12月22日までに更新する。（有料）

のいずれかにより対処する必要があります。

また、②を選択した場合であっても、平成28年1月1日以降、新たに「個人番号カード」の交付を受ける際には、住民基本台帳カードは返納することになりますので、その後は「個人番号カード」を利用してe-Taxを実施して下さい。

次ページには、国税庁ホームページからの抜粋した判定フローを記載させていただきました。年末調整の計算とあわせ、不明な点については、遠慮無く各担当者までお問い合わせ下さい。

担当：西丸 保幸

住民基本台帳カードを利用されている方への重要なお知らせ

e-Taxで申告手続等を行う際には電子証明書が必要です。

住民基本台帳カードに格納された電子証明書の有効期間は3年となっていますが、個人番号カードの導入に伴い、次の点にご留意ください。

○ 電子証明書の有効期間内にe-Taxをご利用される方

住民基本台帳カードに格納された電子証明書は、有効期間内であれば、平成28年1月以降も、e-Taxでご利用いただけます。

(注) 平成28年1月以降、新たに「個人番号カード」(電子証明書は標準的に搭載されます。)の交付を受けた場合は、個人番号カードをご利用ください。

○ e-Taxをご利用されるまでに電子証明書の有効期間が満了される方

住民基本台帳カードの電子証明書の更新は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成27年12月22日をもって終了します。

平成28年1月以降に「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」を利用する場合は、個人番号カードの交付申請を行ってください。

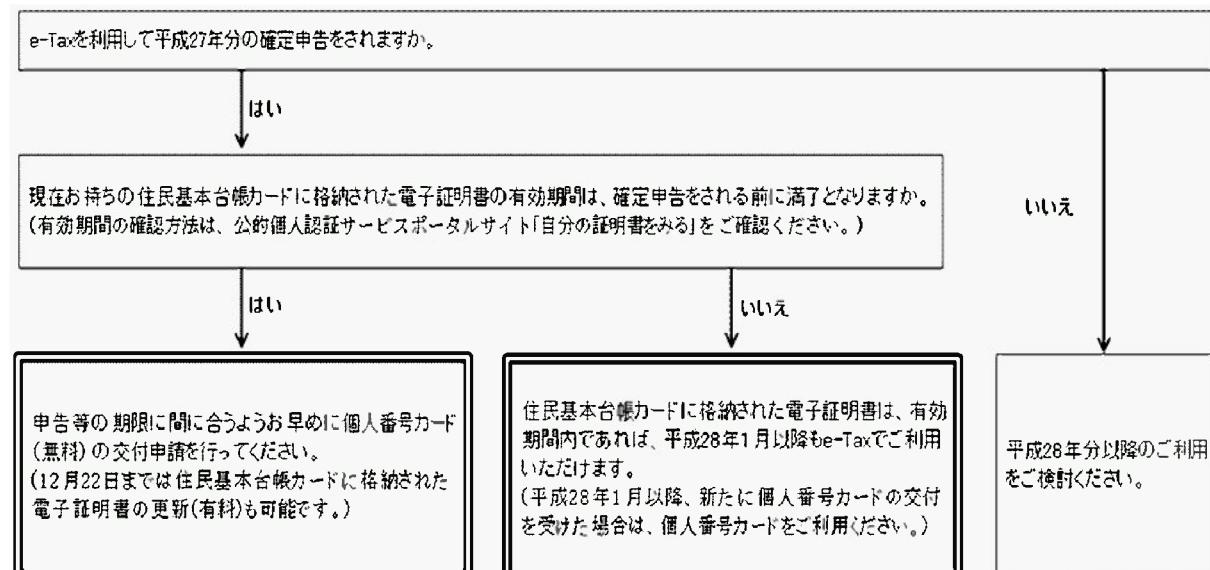
なお、個人番号カードの交付申請が集中した場合、交付に時間がかかる旨のお知らせが総務省ホームページに掲載されていますので、申告等の期限に間に合うよう市区町村窓口にご確認の上、早めに交付申請を行っていただきますようお願いします。

詳しくは、総務省ホームページ [『住民基本台帳カードの電子証明書を利用されている皆様へ』～有効期間満了に伴う失効について～](#) (外部リンク) をご確認ください。

※ 電子証明書の有効期限の確認方法は、公的個人認証サービスポータルサイト [「自分の証明書を見る」\(外部リンク\)](#) をご確認ください。

※ 個人番号カードの詳しい取得方法については、住民票のある市区町村窓口へお問い合わせください。

【参考】判定フロー



社会保険 Q&A



Q

配偶者にパート収入がありますが、社会保険の扶養者になれますか？

A

配偶者のパート収入が年間どのくらいかによって、被扶養者になるか、なれないかが決められます。現在の取り扱いでは、

- ① 配偶者の年間収入が130万円未満(60歳以上の者か障害厚生年金の受給に該当する程度の障害者は180万未満)で、被保険者の年間収入の2分の1未満であれば、配偶者は被保険者の被扶養者になります。
- ② たとえ、配偶者の年間収入が130万未満(60歳以上の者か障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満)で、被保険者の年間収入の2分の1を超えていても被保険者の年間収入を上回わらない場合には、世帯の生計状況を総合的に勘案して、被保険者が世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、配偶者を被保険者の被扶養者とすることになっています。

●社会保険関係の申請等にマイナンバーを記載し提出

・雇用保険関係事務手続き(平成28年1月1日提出分から)

例えば、雇用保険被保険者資格取得届・喪失届などに従業員の「マイナンバー」

を、雇用保険適用事業所設置届等に「法人番号」を記載することになります。

記載時期は、平成28年1月1日提出分からです。

・健康保険・厚生年金保険の手続き(29年1月1日提出分から)

例えば、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険被扶養者(異動)届、国民年金第3号被保険者届などに従業員等の「マイナンバー」を、新規適用届等

に「法人番号」を記載することとなります。記載時期は、雇用保険関係事務より1年遅れの、平成29年1月1日提出分からです。

経営者のための生命保険講座 第176回

今回のテーマ

肺炎について

前回は「体臭」についてご案内させていただきましたが、今回は「肺炎」についてお伝えいたします。「肺炎」は、日本人の死因第3位の疾患です。しかも、「肺炎」によって亡くなる方の実に95%が65歳以上となっています。

日本における主な死因		
1位	悪性新生物(がん)	364,872人
2位	心疾患(心不全など)	196,723人
3位	肺炎	122,969人
4位	脳血管疾患(脳梗塞など)	118,347人

風邪をこじらせたら「肺炎」になる？

一般的にこんなイメージをお持ちの方も多いのではないでしょうか？しかし風邪をひかなくても、「肺炎」になることがあります。「肺炎」は、細菌やウイルスの感染が原因となる病気です。元気な65歳以上の方が日常でかかりやすい「肺炎」は肺炎球菌による「肺炎」です。からだの抵抗力(免疫力)が弱まった時などに感染を起こしやすく、症状が重くなると、命にかかる危険性もあるのです。

⇒からだの抵抗力が弱まる原因

- * 風邪をひく
- * 加齢による体力低下
- * インフルエンザにかかる
- * 糖尿病・呼吸器・心臓疾患

<肺炎予防のために出来ること>

① 毎日の感染予防

うがい・手洗い・マスクの着用。歯磨きなどで、口内を清潔にする。

② からだの免疫力を高める

禁煙。規則正しい生活をする。持病の治療につとめる。

③ 成人病肺炎球菌、インフルエンザの予防接種を受ける

65歳以上の死亡原因の96.9%が「肺炎」というのは驚きの事実です。

65歳という年齢は、まだまだ元気な世代です。

はつらつとした健康的な毎日を送っている人でも、ちょっとしたきっかけでかかってしまう疾患です。しっかり自分自身で予防を行ないたいですね。

昨年度から「予防接種法」という法律に基づき市町村が「定期接種」を実施しています。法的な義務はありません。自身の意思で接種を希望する人にのみ接種を行なうものです。成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種については、対象の期間内に保健所や市町村の契約医療機関で接種を受ける場合、公費の助成が受けられます。

今年度に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方が対象です。

ご興味を持たれた方は、本格的に冬が訪れる前に、市町村にご確認されるのもよいかと思います。

現在の保険の内容があっているのかご確認いただけたら幸いです。内容等詳細については、具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

一倉定の経営心得シリーズ

その三十一

「経営計画」の作成時間を
節約するというほど、
誤った時間の使用法はない。

わが社の未来を決めてしまう経営計画に、時間を節約するというほど、間違った時間の使用法はないのである。

経営計画に時間をかけることこそ、時間の最も有効な使用法である。というのは、計画に費やした時間の数千倍、数万倍の時間が、それ以降に節約できるからである。

その意味は、「利益が増大する」ということである。

仮に一年で利益が二倍になれば、一年間節約したことになるからである。私のお手伝いした会社で、低収益会社などは、利益が二十倍、三十倍した会社はいくらでもある。

自動車保険

「24時間単位型自動車運転者保険」

親や友人・知人などの車を借りて運転するドライバー向けの自動車保険「ワンデーサポーター」「1 DAY 保険」など、1日単位で加入できる自動車保険が2015年9月1日より申し込み開始となりました。

マイカーを所有していないドライバーが1日単位で加入でき、車を借りて運転する際の事故による損害などを補償してくれる新商品です。

●こんな皆さんにおすすめです!

①1人暮らしの大学生の方

実家を離れて大学進学。友人の車でドライブに。

もしも事故を起こしたら自分の保険で対応したい。

②実家に帰省する方

久々に実家に帰り、車を運転。親の保険では保障されない。

もしも事故を起こしたら、すべて自己負担になってしまう…

③保険料をおさえたい方

友人の車で一泊二日の旅行。夜に出発して夕方には帰る予定。

たまにしか運転しないから、この日だけ保険に入りたい。

●24時間の補償で保険料は1日500円からです!

①お車の補償なしの場合 → 保険料 500円

補償内容（対人・対物無制限、自損傷害、搭乗者傷害、ロードアシスタンス
運搬・搬送費用特約、事故・故障付随費用特約）

②お車の補償ありの場合 → 保険料 1,500円

補償内容（上記①+車両復旧費用保険）

●スマートフォンで簡単に手続き

①保険契約者は本人名義のスマートフォンをお持ちの個人のお客様に限ります。

②スマートフォンから24時間いつでも簡単に申し込みができます。

また、保険料をスマートフォンの利用料金と併せて支払うことができるという利便性があります。

※対象となる自動車は自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車です。

契約プランは各社で異なりますので、確認が必要です。 担当 星野

これからのお研修

● 原点の会

三条商工会議所

1月14日（木） 9:00 ~ 11:15



あとがき

2015年もあと残りわずかとなりました。

私の2015年ヒット商品ベスト3をご紹介します。

1. ダスキンの布巾

サッと拭くだけでほとんど拭き残しがありません。
忙しい主婦にはとっても重宝します。

2. 生協の軽いフライパン

プロのように上手くフライパン返しができる魔法のフライパンです。

3. レンジでパスタを茹でる容器

出来上がりがなぜか鍋でゆでたパスタと食感が違うんです。
100円ショップに売っていますので騙されたと思って一度使ってみてください。

こんなヒット商品を生み出すには、「こんなものがあったらいいな、便利だろうな」といつもアンテナを張り巡らし、意識しているのだと思います。

私も喜ばれる仕事ができるよう、日々周りに気を配りたいと思います。

吉村みゆき

《年末年始休業のご案内》

当事務所では、年末年始を下記の日程で休業とさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

記

12月29日（火）仕事納め

12月30日（水）～翌年1月4日（月）年末年始休業

1月 5日（火）平常通り

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp